

平成 23 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 23 年度定期監査(5)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 23 年 8 月 24 日から同年 9 月 14 日までの間において実日数 14 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 23 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 22 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているか、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。特に、契約事務および会計事務については、確認・点検体制が確立され、有効に機能しているかといった内部統制機能にも重点をおいて実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、有休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課

ア 企画部

(ア) 情報政策課

イ 危機管理室

(ア) 防災課（以下の施設を含む。）

- ・高野台備蓄倉庫
- ・豊島園防災井戸
- (イ) 震災対策担当課
- (ウ) 安全・安心担当課
- ウ 区民生活事業本部 区民部
 - (ア) 経営課
 - (イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）
 - ・区民事務所 4 か所
練馬、光が丘、石神井、大泉
 - ・出張所 13 か所
桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、上石神井、大泉西、大泉北
 - (ウ) 区民サービス担当課
 - (エ) 税務課
 - (オ) 収納課
 - (カ) 国保年金課
- エ 区民生活事業本部 産業地域振興部
 - (ア) 経済課
 - (イ) 都市農業課
 - (ウ) 商工観光課
 - (エ) 地域振興課（以下の施設を含む。）
 - ・地区区民館 6 館
豊玉北、高松、早宮、下石神井、富士見台、旭町南
 - ・地域集会所 13 か所
土支田、大泉町、高野台、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町
 - ・学童クラブ 3 か所
豊玉北地区区民館、高松地区区民館、下石神井地区区民館
- オ 農業委員会事務局
- カ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
 - (ア) 総務部総務課
 - (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの2点について指導した。

- (1) 自衛消防訓練の実施について不十分な事例が見られた。
- (2) 簡易工事の事務手続きについて不適切な事例が見られた。